

3 いじめ防止対策基本方針

荒尾市立緑ヶ丘小学校いじめ防止基本方針

1 策定の目的

本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び、熊本県・荒尾市の「いじめ防止基本方針」に基づき、緑ヶ丘小学校全児童が「なかよく かしこく たくましく」学校生活を送るために必要な措置を講ずることを目的として策定する。

2 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

3 基本姿勢

いじめの未然防止・早期発見・早期解消に向けて、その兆候や発生を見逃さず、組織体として迅速に対応するため、いじめに対する認識を共有し、具体的な取組を全職員で実践する。

4 いじめ防止等対策のための組織の設置

いじめ防止等対策のための組織として、教職員からなる校内の組織（いじめ、不登校対策委員会）及び第三者を含む組織（緑ヶ丘小学校いじめ防止対策委員会）を設置し、いじめの未然防止のための措置及び発生時の対応にあたる。

また、校内においては、基本的には全職員ですべての事案に対応する。

5 いじめ防止に関する具体的な取組

いじめの未然防止と早期発見・早期対応の観点から、学校教育活動全体を通して行う具体的な取組を立案・実施する。※「いじめ対応マニュアル」参照

6 関係機関等との連携

いじめにより、児童の心身、または財産に重大な被害が生じたり、相当期間欠席を余儀なくされているなど、重大な事案が発生あるいは疑われる場合、速やかに荒尾市教育委員会に報告する。また、警察等関係機関とも連携して対処する。

7 児童・保護者への対応等

いじめを認知した場合は、被害・加害双方の保護者に事実関係を伝え、被害児童及びその保護者に対する支援と、加害児童及びその保護者に対する指導・助言を継続的に行う。他の保護者等にも当該事案に関する情報を適切、かつ速やかに提供する。

8 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法の規定に基づき、加害児童に対して適切な懲戒を加える場合もある。

9 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等についての評価項目を置き、その結果を公表する。